

日南市北地区地域包括支援センターだより

発行 日南市北地区地域包括支援センター(スーパーとむら飫肥店ななめ前)
〒889-2535 日南市飫肥六丁目7番1号
TEL 0987-25-0408

第9号

平成26年7月1日発行

こんにちは、地域包括支援センターです。
高齢者のみなさんがいつまでも自分らしく住み慣れた地域で暮らすために、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に支える相談機関です。

今回のテーマは、悪質商法です。



最近、ラジオやテレビで悪質商法の被害が増加しているニュースをよく耳にします。悪質商法は「手を変え、品を変え」巧妙化しています。
ちょっとした油断や迷いで巻き込まれる危険性のあるトラブルです。自分には関係ないと思わず、心の準備をしておきましょう。



～トラブル回避のための心の準備～

相手の身分と用件を確認する

悪質業者は身分を偽ったり、販売や勧誘の意図を隠していることがあります。

家に入れない、事務所などに行かない

相手のペースに陥りやすいので、安心できる環境を確保して交渉しましょう。

脅しやすかさに屈しない

弱みや不安につけ入り勧誘されることがあります。真に受けてはいけません。

ひとりで判断しない

迷ったら、家族や友人、公共機関などに相談する習慣をつけましょう。

うますぎる話は疑う

無料を強調したり、普通あり得ないような好条件の勧誘や広告は疑いましょう。

だまされても諦めない

クーリング・オフなどの対策を。泣き寝入りすると新たな被害につながります。

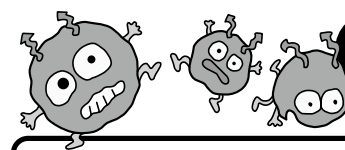
クーリング・オフとは？

訪問販売や電話勧誘販売などにおいて、いったん契約してしまっても法律で定められた期間内であれば無条件で解除できる制度です。ただし、乗用車、使用してしまった消耗品などクーリング・オフが適用されないものもあります。

※通信販売は、クーリング・オフ対象外ですが、返品特約の表示のない場合、商品到着後8日間は送料消費者負担で返品が可能です。

日南市北地区地域包括支援センター

☎25-0408 相談は無料です。お気軽にご相談ください。

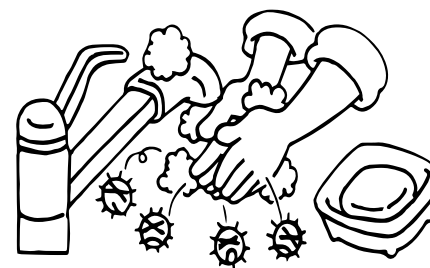


食中毒予防の三原則



つけない

石けんを使い、
手洗い
を行い、十分
すすぐ



おにぎりにはラッ
プを使う

まな板を肉、魚、野
菜用に使い分ける

調理器具も
いつも清潔に！

増やさない

冷蔵庫内に
食品を
詰めすぎない

室内放置の自然解
凍はしない

料理した食品は冷
してすぐ、冷却



買い物したら寄り
道せず、すぐ冷蔵
庫へ

殺す

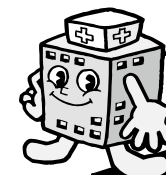
しっかり加熱

お弁当のおかずや
冷凍食品もよく加熱

カレー、シチュー、煮
物等の温めも沸騰す
るまで加熱



使用後のまな
板、たわしなど
は熱湯乾燥さ
せる



食中毒かな。。。と思ったら。。。。。。。。



吐き気やおう吐、腹痛、下痢、発熱やめまい・身体のしびれなどの症状があつたら、食中毒かもしれません。梅雨時期や夏場に限らず食中毒は1年中発生しています。下痢止めを飲んだり、抗生物質の内服など素人判断で様子を見ずに、十分な水分補給を行い、すぐに病院を受診しましょう。